



## いそざき哲史参議院議員、質疑に立つ！

6/6,11経済産業委員会【スマホソフトウェア競争促進法案】

### 「スマホソフトウェア競争促進法案」とは？

・スマホで使われる「特定ソフトウェア」(\*)に規制を行うための法律案。規制対象などについては、今後、政令で定められるよ。デジタル市場が一部の企業の寡占状態とならないよう、**日米欧3極が足並みを揃えて、デジタルプラットフォーム事業者に公正な競争を求めることが必要じゃないかな。**

※「特定ソフトウェア」とは、本法律案において、下記を総称したものだよ。  
モバイルOS (iOSやAndroid OSなど)、検索エンジン (Googleなど)  
アプリストア (App Store、Google Play、Amazon Appstoreなど)  
Webブラウザ (Google Chrome、Microsoft Edge、Safariなど)



いそざき 哲史  
参議院議員

- 今回、日本は、スマホのアプリストアに限定した法律/事前規制という対象を絞り込んだ形をとるが、他国で同様なケースはあるのか？なぜ、絞り込んだのか？を教えてください。
- iPhoneはアップストアで誰でも参入できるオープンな市場をつくっている。モバイルOSの世界においては、アンドロイドの占有率が54.8%、iOSの占有率が45.2%で、完全に二分化。  
**規制も必要だが、今後の、OSやプラットフォーム等、様々なデジタル分野に対する標準化の取り組みについては、どう考えているのか？**
- この後、DX化/IoTが進めば、新たなデジタル領域/市場において、新しい寡占状態ができる可能性について、大臣の考えは？

【政府参考人】の答弁は動画をご視聴ください。

【自見内閣府特命担当大臣】の  
答弁は動画をご視聴ください。



自見内閣府  
特命担当大臣

- **世界は自国に都合の良い競争領域をつくらうとしている。日本として、したたかに戦略/戦術を持ち、取り組んでいく必要がある！**  
(次ページからは、いそざきが、日本や自動車の競争力確保について確認していくよ)





**いそざき 哲史**  
参議院議員

- アメリカは規制という形ではなくて自由な競争環境を整える中で、反トラスト法（※1）を整備しており、ヨーロッパは、EUという経済圏の中で、デジタル市場法（※2）などを適用することで、競争環境を整えることを進めている。日本としては、データ市場に対してどういうアプローチで進めようとしているのか？

【政府参考人】の答弁は動画をご視聴ください。

- 日本として、デジタル化分野で、どのように情報をコントロールし、使えるようにするのか？ 各省庁の個別な取り組みではなく、内閣官房の中にあるデジタル市場競争本部が、戦略を立てて全体最適となるように取りまとめたいただきたい！！

### （※1）「反トラスト法」とは？？

反トラスト法は、単一の法律ではなく、複数の法律の総称だよ。  
主に、1890年のシャーマン法、1914年のクレイトン法などが中心で、不公正な競争を防ぎ、市場の自由と公正を保つことを目的とする法律で、企業間の不当な価格協定や市場独占を禁止し、消費者の利益を守ることを目指しているよ。



### （※2）「デジタル市場法」とは？？

デジタル市場法（DMA）は、欧州委員会の立法提案で、デジタルサービスを提供する「大手IT企業」の市場支配力の乱用を防ぎ、新規参入を可能にすることで、欧州のデジタル市場における競争の高度化を図ることを目的としているよ。対象となるプラットフォームは、オンライン検索エンジン、オンライン仲介サービス、ソーシャルネットワーク、など多岐に渡るよ。

- デジタルにおける「情報」や「通信」という観点。特に通信技術において、特許を持つ会社がある程度限られている。例えば、アバンシという、企業の集合体が既にでき上がっている。個社ごとに知的財産分野について交渉をするのではなく、アバンシ自体が各企業と交渉するため、アバンシ保有の特許を使わなければ、通信技術が成立しない状況。今回のスマホと同様に市場における競争を阻害するような状況をつくり出すこともあり得るのではないか。  
コネクテッドカーや自動運転などの市場を広げるには避けられない状況であり、他産業への影響が非常に大きい。企業グループへの規制の適用はどのように考えているのか。

【政府参考人】の答弁は動画をご視聴ください。

- （次世代自動車などの新領域では）規模の優位性が重要になってくる。生き残りをかけて、M&Aを視野に入れた企業のグループ化等の活動も検討される中、公正取引委員会や経産省は、是非、柔軟に対応いただきたい！！

